平成28年5月号



#### 特定社会保険労務士 原 敏昭

# 原労務管理事務所便り

連絡先: 〒133-0055 東京都江戸川区西篠崎2-7-32 TEL 03-3679-6713 FAX 03-3679-6719

 $E-m \ a \ i \ l : \underline{harasr@agate.plala.or.jp}$ 

URL: <a href="http://www.harasr.com/">http://www.harasr.com/</a>

## 4月から「雇用・労働」 「社会保険」はこう変わる!

◆雇用保険料率が引下げに

雇用保険料率(失業等給付)は、労働者負担・事業主 負担とも 1/1000 ずつ引き 下げられました。また、雇用 保険二事業の保険料率も 0.5 /1000引き下げられました。

これにより、一般の事業の 雇用保険料率は 11/1000 (労働者負担 4/1000+事 業主負担 7/1000) となりま す(平成 27 年度は 13.5/ 1000)。

◆障害者に対する差別が禁 止されます

すべての事業主を対象に、 募集・採用、賃金の決定、教 育訓練の実施、福利厚生施設 の利用その他の待遇につい て、障害者に対する差別が禁 止されました。

また、障害者一人ひとりの 状態や職場の状況などに応 じて合理的配慮の提供が求 められることとなりました (ただし、事業主に対して過 重な負担を及ぼすこととな るときは、この限りではあり ません)。

◆女性の活躍推進に向けた 計画の策定・届出が必要に 常時雇用する労働者の数が 301 人以上の一般事業主は、女性の活躍推進に向けた一般行動計画の策定・届出や情報公表等が義務付けられました。

◆介護 (補償) 給付の最高限度額および最低保障額が引上げに

労災保険法に基づく介護 (補償)給付の最高限度額及 び最低保障額が次のように 変更となりました。

- ・最高限度額:介護を要する 程度による区分に応じて →月額 104,950 円 (+380 円)、52,480 円 (+190 円)
- ・最低保障額:介護を要する 程度による区分に応じて →月額 57,030 円 (+240 円)、28,520円(+120円)。
- ◆健康保険の標準報酬月額 が変更されました

健康保険の標準報酬月額 の上限が、47等級(121万円) から 50等級(標準報酬月額 139万円。報酬月額1,355,000 円以上)に引き上げられまし た。

併せて、標準賞与額の年間 上限が 540 万円から 573 万 円に引き上げらました。

◆平成 28 年度の年金額は据 え置き 平成 28 年度の老齢基礎年 金は、昨年度から据え置き、 満額月 65,008 円となりま す。

平成 28 年度の国民年金保険 料額は月 16,260 円 (平成 27 年度 15,590 円) です。

## 「配偶者手当」はもう古い? 見直しを促す報告 書まとまる

◆「103 万円の壁、130 万円 の壁」が就労の妨げに?

「女性活躍推進法」も施行され、女性の就業環境が大きく変わりつつあります。

企業が支給するいわゆる「配偶者手当」(家族手当、扶養手当等名称は様々)も、税制、社会保障制度とともに女性パートタイマー等の就労を抑制しているとの指摘があります。

#### ◆検討会報告書の結論

4月11日に公表された同 検討会の報告書では、「社会 の実情が大きく変化している中、税制・社会保障制度と もに就業調整の要因になっている」として、「配偶者の で、「配偶者の収入要件がある 配偶者手当)は配偶者のも 方に中立的な制度となが う見直しを進めることが望 まれる」と結論付けています。

◆「配偶者手当」を支給して いる企業の割合は?

2014 年 8 月 29 日に公表された独立行政法人労働政策研究・研修機構の調査結果によれば、常用労働者に対する手当では、「通勤手当など」(89.8%)、「役付手当など」(66.2%)に次いで「家族手当、扶養手当、育児支援手当など」(47.0%)が支給されています。

同調査では配偶者手当の支給条件の有無は明らかにされていませんが、2001年に内閣府の行った委託調査によれば、「家族手当」を支給する企業が83.5%、うち61.5%が配偶者の収入を支給条件としており、その78.4%が税制上の配偶者控除が適用される103万円を基準としているとの結果でした。

◆まずは自社の賃金制度を 確認

賃金制度は、従業員のモチベーションにも影響することから、人材確保や生産性の向上といった企業が存続するための重要なファクターとも絡んでいます。

若手や女性に活躍してほしいという企業では、そうした層にとって自社の賃金制度が魅力的な制度と言えるか

をチェックしてみてはいか がでしょうか。

### 残業 80 時間で立入り調 査へ! 政府の長時間労 働抑制対策

◆「残業 80 時間」で立入り 調査の対象に

政府は、労働基準監督官による立入り調査について、1カ月の残業時間の基準の引下げ(100時間→80時間)を検討していることを明らかにし、新聞でも大きく報じられました。

長時間労働に歯止めをかけるため指導を強化し、子育て中の女性や高齢者が働きやすい環境を整えることがねらいで、対象者は300万人(2.7倍)に拡大することが予想されています。

なお、法改正による規制強 化などは見送る方向のよう です。

◆「過重労働撲滅対策班=か とく」を省内に設置

また、厚生労働省は違法な 長時間労働に対する監督指 導を強化するため、4月1日 に全国の労働局との調整を 行う「過重労働撲滅特別対策 班」(かとく)を省内に設けま した。

同省は、労働基準監督官が 不足していることから「悪質 性、違法性の高い所を優先し て監督指導を行う」方針のよ うです。

◆長時間労働が疑われる事業 場に対する監督指導結果

長時間労働が疑われる事業 場(月100時間超の残業が疑 われるもしくは過労死に関す る労災請求があった事業場) に対する労働基準監督署によ る監督指導の実施結果が取り まとめられ、是正・改善に向 けた指導が行われました。

なお、このうち実際に月 100 時間を超える残業が認め られた事業場は、2,860 事業 場(59.7%) でした。

◆長時間労働のない職場づくりへ

近年、職場では過労死防止 や女性の活躍推進に向けた長 時間労働の是正、そして柔軟 な働き方が求められています が、小売業など人手不足から 長時間労働が常態化している 業種は深刻な悩みとなってい ます。

また、上記のように1カ月の残業時間の基準の引下げが行われることによって、より一層注意して労働時間を適正に管理していかなければならなくなります

企業にとっては今後も引き続き、長時間労働を減らすための体制作りや規定の見直しが必須と言えるでしょう。